

兵高教組 2025年7月10日  
調査情報12号

兵庫県高等学校教職員組合調査部  
TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185  
URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>  
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

# 時間講師の新しい働き方 実態調査にご協力ください！

## 一県教委の指示を無視(?)する一部の管理職

高教組は昨年度の確定交渉で、労働基準法に反する時間講師の不適切な働き方を改善することを県教委と合意し、今年度から新しい働き方に移行しました。

しかし、県教委との合意事項を遵守せず、労基法違反の疑いのある運用を行っている職場も少なからずあります。そこで、実態調査を行いますのでご協力ください。その結果に基づいて県教委と交渉し、改善させます。

### 労働基準法に準拠した新しい働き方で合意

高教組と県教委の合意は以下の通りです。

#### ① 授業については概ね従来通りの拘束時間のままで1コマあたり103円引き上げ、2,933円支給

授業1コマには80分の勤務時間(授業50分、移動10分、準備20分)を割り振るが、準備や後処理は授業の前後で行うとは限らず、通常20分を超える時間を費やしていると考えられるので、その分、柔軟に割り振り変更を行い、拘束時間は概ね従来のままで、1コマ分の賃金を支払う。

#### ② 勤務時間に対して賃金を支給

多くの職場で従来行われていた『考查作問は、1教科につき1時間』といった働き方を改善し、実際に従事した勤務時間に対して賃金を支給。

#### ③ 授業以外の業務についても概ね60分の勤務時間で1コマ分の賃金を支給

授業以外の業務についても、日常の授業の準備時間のうち、1コマ20分を超える時間を柔軟に割り振り変更して勤務時間を補うことにより、授業と同様に運用する。

#### ④ やむを得ない理由で学校で授業準備ができない場合は在宅勤務を認める

育児、介護、複数校勤務等の通勤事情、時間講師が利用できるパソコンが少ない等、学校で授業準備が行えない場合、校長が必要と認めれば、在宅での準備時間も設定し、その実績に対して賃金を支払う。実績の報告については、月ごとに報告する方法も可能で、学校毎に工夫。

#### ⑤ 出勤時間や退勤時間は従来通り時間講師の裁量

勤務条件は事前に明示する。その際、週間勤務シフトを示すが、実際は時間講師の勤務の性質上、その通りに勤務できないことが考えられる。本人の希望に基づき柔軟に対応する。

#### ⑥ 賃金支払が生じる業務の拡大

- (1)授業及び実習、(2)学力試験の問題作成、監督・採点
  - (3)特別教育活動の指導
  - (4)学校行事(体育祭、文化祭等)の指導または参画
  - (5)その他校長が特に必要と認めるもの
    - (ア)教材作成等の授業や実習の準備、(イ)成績処理
    - (ウ)児童・生徒の提出物の点検、(エ)小テストの採点、(オ)児童生徒の質問への対応、
    - (カ)成績会議、他の教職員との打ち合わせ等への出席
    - (キ)職務遂行上必要な知識技能の修得ための研修
- ただし、授業や成績処理など以外を強制はされません。  
※その他、詳細なことがらを「調査情報08号 時間講師の新しい働き方Q&A」で紹介しています。

### 実態調査にご協力ください！

今年度の改善事項を誠実に実行させるとともに、次年度以降のさらなる制度改善のために、**職場実態調査**を行います。右QRコードを読み取ってスマートフォンで簡単にできます。ご協力ください(高教組HPからも可能)。

締め切りは7月24日(木)です。

